

飯塚市保育補助者雇用強化事業費補助金交付要綱(令和4年飯塚市告示第137号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月17日

飯塚市長 武井政一

## 飯塚市保育補助者雇用強化事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

改正後	改正前
(対象事業) <p>第3条 「保育人材確保事業の実施について」(令和6年5月30日こ成保第312号こども家庭庁成育局長通知)の別添7「保育補助者雇上強化事業実施要綱」に基づき実施する事業。</p>	(対象事業) <p>第3条 「保育人材確保事業の実施について」(平成29年4月17日雇児発0417第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添7「保育補助者雇上強化事業実施要綱」に基づき実施する事業。</p>
(交付要件) <p>第4条 本事業により雇い上げる保育補助者及び有資格保育補助者(以下「保育補助者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	(交付要件) <p>第4条 本事業により雇い上げる保育補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。</p>
(1) 保育補助者は、次のアおよびイに掲げる要件を満たす者であること。 ア 保育士資格を有していない者 イ 保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると市長が認めた者	(1) 保育士資格を有していない者であること。
(2) 有資格保育補助者は、保育士資格を有する者であって現に保育士として就業していない者であること。なお、有資格保育補助者としての従事期間は採用から1年を限度とする。	(2) 保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると市長が認めた者であること。
第9条 (略)	第9条 (略)
2 前項に加え、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) (略)	2 前項に加え、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) (略)

(2) 当該補助事業に係る保育補助者等の出勤状況を確認できる書類

(3)～(4) (略)

別表(第5条関係)

補助対象経費	保育補助者等の配置に要する経費として次に掲げるもの (1)・(2) (略)
補助基準額	(略)

(2) 当該補助事業に係る保育補助者の出勤状況を確認できる書類

(3)～(4) (略)

別表(第5条関係)

補助対象経費	保育補助者の配置に要する経費として次に掲げるもの (1)・(2) (略)
補助基準額	(略)

#### 附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。